

富山家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 開催日時

平成25年6月28日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

青島明生，浅野朱実，稲垣俊夫，井上一朗，櫛橋直幸，三上貞則，水谷正俊

【説明者】

吉村首席家裁調査官，大淵次席家裁調査官，林首席書記官，田中主任書記官

【事務担当者】

長谷川事務局長，谷口総務課長，茂住庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長の挨拶

(2) 新委員の紹介

(3) 議事「少年事件における被害者への対応について」

ア ビデオの視聴

ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」（最高裁判所制作）

イ 説明

(ア) 被害者配慮制度の手續について（田中主任書記官）

(イ) 被害者配慮制度における家庭裁判所調査官の役割について（大淵次席家裁調査官）

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

成年後見事件の現状と課題について

6 次回期日

未定

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 裁判所は、被害者配慮制度を被害者等にとって実効性のあるものにするため、制度の存在や利用方法について、広く周知すべきではないか。
- 被害者等に対する制度案内としては、事件係属後、一定の事件について、案内文書と最高裁作成のリーフレットを送付している。また、国民に広く制度を周知するため、最高裁作成のリーフレットを県警察本部、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、県、市町村等に送付するなどして広報活動を行っているほか、最高裁のホームページにおいても、少年事件における被害者保護制度について紹介している。
- 被害者等が、被害に遭った事件の内容や少年に対する処遇等について、広く情報を知りたいと望むことはもっともなことである。裁判所は、少年事件の全ての被害者等に対し、被害者配慮制度の案内を行うべきではないか。
- 当庁では、全ての被害者等に対して、一律に制度案内の書面等は送付していない。制度案内の対象事件とするかどうかについては、被害の軽重だけで判断することはできないので、個々の事案に応じて送付するかどうかを検討している。例えば、傷害の程度が軽い事案であっても、犯行態様が悪質な場合や被害感情が厳しい場合などで、制度案内の通知が相当であると認めた場合には、速やかに裁判官、家裁調査官及び書記官の三者でカンファレンスを行った上で、裁判官の指示により、制度案内の対象事件とし、被害者等に案内書面等を送付することもある。

なお、制度案内の書面等を送付しない事件についても、被害者等から制度の問い合わせがあった場合は、担当書記官等は、本人確認をした上で、被害者等の心情に十分配慮しながら制度説明を行っている。

- 軽微な万引き事案については、被害店舗に対して制度案内の書面の送付や家

裁調査官による被害者調査は行っていない。当庁ではその代替として、万引き事件を起こした少年と保護者を対象に、少年に被害の状況等を知ってもらうため、万引き被害を考える教室を実施している。同教室には、万引き被害に遭った店舗の責任者に参加してもらって、万引きによって被る経済的、精神的被害などの実態について話をしてもらい、少年に万引き行為のもたらした影響の広がり等を考えさせるなどして非行について反省させ、これを繰り返すことのないよう教育的な働きかけを行っている。

- 審判傍聴が許可された事件においては、被害者等が傍聴していることから、少年が過度に緊張、萎縮し、自らの心情を述べにくくなることも考えられる。被害者等の権利利益の保護と同時に少年の健全育成の立場から、裁判所は、審判の場において少年が萎縮することなく自分の気持ちを発言することができるように、特に配慮すべきではないか。
- 少年の年齢や心身の状態、少年と被害者等の関係は様々であり、被害者が審判傍聴をする場合、弁護士である付添人がいることから、傍聴することがそのまま少年の萎縮につながるものではない。少年にとっても、被害者等が傍聴している場所で、その心情等に思いをめぐらせながら審判が行われることで、自ら犯した非行の重大性を認識して内省を深める契機になることもある。裁判所は、少年や保護者に対して、少年審判の目的及び傍聴制度の趣旨を十分説明するとともに、少年審判本来の目的である少年の健全育成が阻害されるおそれがない形での適切な運用に努めている。
- 少年や保護者の在廷している審判期日において被害者等の意見聴取の行った場合、被害者等が少年に対して、不当に攻撃するような意見を述べることも考えられるが、裁判所は審判の運営上、どのような点について配慮しているのか。
- 審判の場で意見陳述を行うかどうかについては、被害者等の意向を尊重しつつも、少年の健全育成を害するおそれがないかどうかを踏まえて判断すること

になる。被害者等に対しては、意見陳述は裁判所が被害者等の意見を聴取する手続であり、少年に対して感情的に詰問する場ではないことなど、制度趣旨を丁寧に説明することで、理解を得るようにしている。また、意見陳述が許可され、審判の場で行う場合は、審判での限られた時間内に意見を述べてもらうことになることから、被害者等に対して意見陳述のおおよその時間を伝え、あらかじめ陳述内容を書面にまとめ、事前に提出してもらっている。

- 被害者等が傍聴する審判では、少年の情操保護や審判中の不測の事態を防止するため、裁判所は審判の運営に関して十分な配慮をするべきではないか。
- 裁判所は、審判の円滑な進行や安全確保のため、運営に当たっては、審判当日の対応態勢、少年、保護者と被害者等の動線の確保、審判廷での座席位置、待合室の指定、入退室の順序、入退庁時の配慮等に関して慎重を期している。
- 裁判所が不測の事態の発生を警戒する余り、被害者等の中には、裁判所から監視されているように感じて、不快感を抱く方もいるかもしれないが、審判当日の安全確保のためには、対応態勢が多少過剰となってもやむを得ないのではないか。
- 裁判所としては、不測の事態に備え、十分な措置をとる必要があるが、被害者等に誤解や不快感を与えないように、審判当日の態勢について、被害者等に事前に十分説明しておくなどの配慮が必要であると考えている。